

平成 22 年 8 月 27 日

厚生労働省

新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する厚生労働省の取組について

厚生労働省においては、昨年 4 月に新型インフルエンザ（A/H1N1）が海外で発生して以降、死亡者や重症者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、その対策に全力で取り組んできた。

こうした中、本年 8 月 10 日、世界保健機関（WHO）は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況の段階について「ポストパンデミック」とする旨を声明し、日本を含め世界的な状況としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとした。同時に、警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期において、サーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めることを勧告した。

厚生労働省としては、こうした WHO の勧告の趣旨や、国内での今年度（2010/2011 シーズン）における再流行の可能性は続いていること、ウイルスによる重症化等のリスクが変わるものではないこと等を踏まえ、引き続き、国内における再流行への警戒を怠らず、まん延予防等に万全を期するものとする。

こうした観点から、厚生労働省では、引き続き、重症患者増加の可能性等を踏まえた必要な医療体制の構築や、感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、別紙のとおり、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るワクチン接種事業を、今年度は引き続き応急的に行うこととする。

また、ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の

患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行するものとする。

また、今後とも、厚生労働省としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、正確な情報をできるだけ迅速にわかりやすく国民の皆様に提供していくことに努めるものとし、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

(別紙)

平成 22 年度 (2010/2011 シーズン) における
新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種について

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ (A/H1N1) について、WHO が若年者を含め重篤化する可能性を警告していることや、ワクチン接種を強く推奨していること等を踏まえ、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと等を目的として、すべての国民に対して、新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種を引き続き実施する。
- ただし、ワクチンの供給量が十分 (注 1) であると見込まれることから、国と契約を締結した受託医療機関がワクチンを市場から購入する方式にするとともに、優先的に接種する対象者についても定めないこととする (注 2)。
 - (注 1) 本年 11 月までは昨年度からの国在庫の 1 価ワクチンが 7,300 万回分以上あり、さらに今年度の 3 価ワクチンが最大で 2,900 万本 (5,800 万回分) 程度生産される見込み。
 - (注 2) 2009/2010 シーズンにおいては、医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者、1 歳～小学校低学年に相当する年齢の者、1 歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等、小学校高学年・中学生・高校生に相当する年齢の者、65 歳以上の高齢者について優先的に接種することとされた。
- また、新型 (A/H1N1) と季節性 (A/H3N2 及び B 型) の 3 つの株が混合された 3 価ワクチンが製造・供給されることから、予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) に基づく季節性インフルエンザワクチン接種 (二類定期接種) の実施主体である市町村が、接種費用の設定や受託医療機関の確保を行うこととする。
- 低所得者に対する費用助成措置については引き続き実施する。
- ワクチンの安全性・有効性に関する情報提供を行うとともに、ワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合には、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 (平成 21 年法律第 89 号) に基づく救済措置を講じる。